

紀要

土偶装飾付土器の根本的性質と展開過程.....	瀬口 眞司 (1)
栗太郡の白鳳寺院研究史	宮村 誠二 (19)
蜂屋遺跡出土軒瓦を考える	福井 知樹 (24)
天武朝期における野洲地域出土須恵器の法量分化について —西河原森ノ内遺跡北半包含層を中心として—	遠藤あゆむ (28)
中世成立期の民衆の思想と信仰 —塩津起請文と卒塔婆から—	濱 修 (37)
中世集落における巻数板のあり方について —考古資料の検討から—	木下 義信 (46)
将棋史研究ノート10-2 —日本における博打と将棋の関わり その2—	三宅 弘 (53)
滋賀県行政文書で見る「近江の考古学黎明期」	田井中洋介 (63)
未就学児と歴史系ワークショップについての予察 ...	鈴木 康二 (76)

33

滋賀県行政文書で見る「近江の考古学黎明期」

田井中 洋介

1. はじめに

筆者が担当し、滋賀県立安土城考古博物館（以下、安土博と略す）で平成 31 年（2019）2 月 8 日から 4 月 7 日まで開催した第 59 回企画展「近江の考古学黎明期」は、近江風土記の丘が開設された昭和 45 年（1970）以前の滋賀県における発掘・発見史をたどる内容であった（安土博 2019）。展示資料としては、考古遺物と並んで、滋賀県等が所蔵する行政文書に着目し、滋賀県のホームページ上で公開されている歴史的な文書の目録を手がかりに、埋蔵文化財の発掘・発見に関する記事の検索に努めた。その結果、明治初期から昭和 20 年代にかけての滋賀県行政文書中に、多くの注目すべき史料を確認することができた。

展覧会では滋賀県所蔵の公文書 5 冊を借用して展覧に供したほか、展覧会図録に写真等を掲載して内容を紹介したが、一般向けの展覧会およびその図録において、公文書に書かれた内容の全文を紹介することは困難であり、ごく一部分の紹介にとどめざるを得なかった。しかしながら、滋賀県行政文書における埋蔵文化財発掘・発見に関する記録を考古学史研究の史料として広く活用していくためには、全文を活字化するなどの資料化を図ることが必要と考え、まずは本稿において明治、大正、昭和期から各 1 件の文書群を取り上げて紹介するものである。

具体的には、明治 23 年（1890）の蒲生郡竜王町における山面銅鐸発見、大正 6 年（1917）の守山市立入町における古墳発見、昭和 23 年（1948）の天津市滋賀里遺跡発掘調査に関する文書の内容を紹介し、「近江の考古学黎明期」を概観してみたい。

2. 明治年間の遺物発見資料 ―竜王町山面銅鐸―

文書の内容を紹介する前に、『文化財保護法五十年史』（文化庁 2001）に基づいて、明治前半期に新政府が行った文化財保護に関する施策をみておきたい。

明治 4 年に「古器旧物保存方」の太政官布告を行い、管下の社寺等に古器旧物の類を書き上げさせて、各府県から大蔵省および文部省に申達させたことが新政府による文化財保護施策の嚆矢とされる。埋蔵文化財に関する施策としては、明治 7 年に「古墳発見ノ節届出方」（太政官達第 59 号）、明治 13 年には「人民私有地内古墳等発見ノ節届出方」（宮内省達乙第 3 号）が発出され、古墳発見に際して届け出ることとされている。また、明治 10 年 9 月 27 日

付けの内務省達甲第 20 号により、遺失物取扱規則第 6 条の規定による埋蔵物発見の手続きがとられる物品のうちに古代の沿革を徴するものがあつた場合には、処分の前に内務省（明治 19 年以降は宮内省）へ届け出て検査を受けるべきこととし、物品によっては国が相当の対価をもって購入し、永く博物館へ陳列することとしている⁽¹⁾。

これらの施策により、明治年間には古墳発掘や考古遺物の発見に際して地元から届出が行われ、滋賀県行政文書にはその記録が多く残されている。最も著名な野洲市大岩山銅鐸 14 個が明治 14 年に発見された一件についての文書は今回確認することができなかったが、これに近い時期の資料として、明治 15 年の米原市山津照神社古墳、長浜市松尾宮山古墳群、野洲市大岩山古墳群（円山古墳・甲山古墳）、同 16 年の大津市羽栗古墳などの発見記録を確認することができた（安土博 2019）。

本稿では、考古遺物発見から帝国博物館（現在の東京国立博物館）に収蔵されるに至るまでの経緯を辿ることができるとして、明治 23 年の竜王町山面銅鐸発見に関する一連の資料（簿冊記号：明す 630）を取り上げて紹介したい。なお、山面銅鐸 2 個は、現在も東京国立博物館に収蔵されている。

【資料 1】として翻刻を示したとおり、本件に関わる公文書は①～⑫の 12 種を確認できた。これらは必ずしも年月日順に綴られておらず、翻刻は概ね年月日順に並び替えて提示したものである。ちなみに、現在綴られているのは⑩⑨⑧⑦⑥④③②①⑤⑪⑫の順である。これらは、滋賀県庁の担当部局に保管されていた文書であるため、他機関から収受した文書は公印がある正本であるのに対して、発出した文書は回議時点の内部文書である点には留意が必要である。朱印および朱書での書き込み部分は、ゴシック体で表記することとした。なお、明治前半期の公文書は、楷書で記された読み易いものがある一方、江戸時代以来の難解な崩し字のものも少なくない。浅学ゆえの誤読もあると思うが、少々のお憶測を交えて翻刻したものである点はご理解いただきたい。

さて、経緯を順に見ていくと、銅鐸発見が警察本部保安課から県の庶務課に報告されたのは、明治 23 年 3 月 28 日のことであった（①）。「蒲生郡鏡山村大字山面小字高塚ト称スル村有山地」において、砂防工事施工中に「寶鐸」2 個が掘り出されたものである。滋賀県から宮内大臣に同年

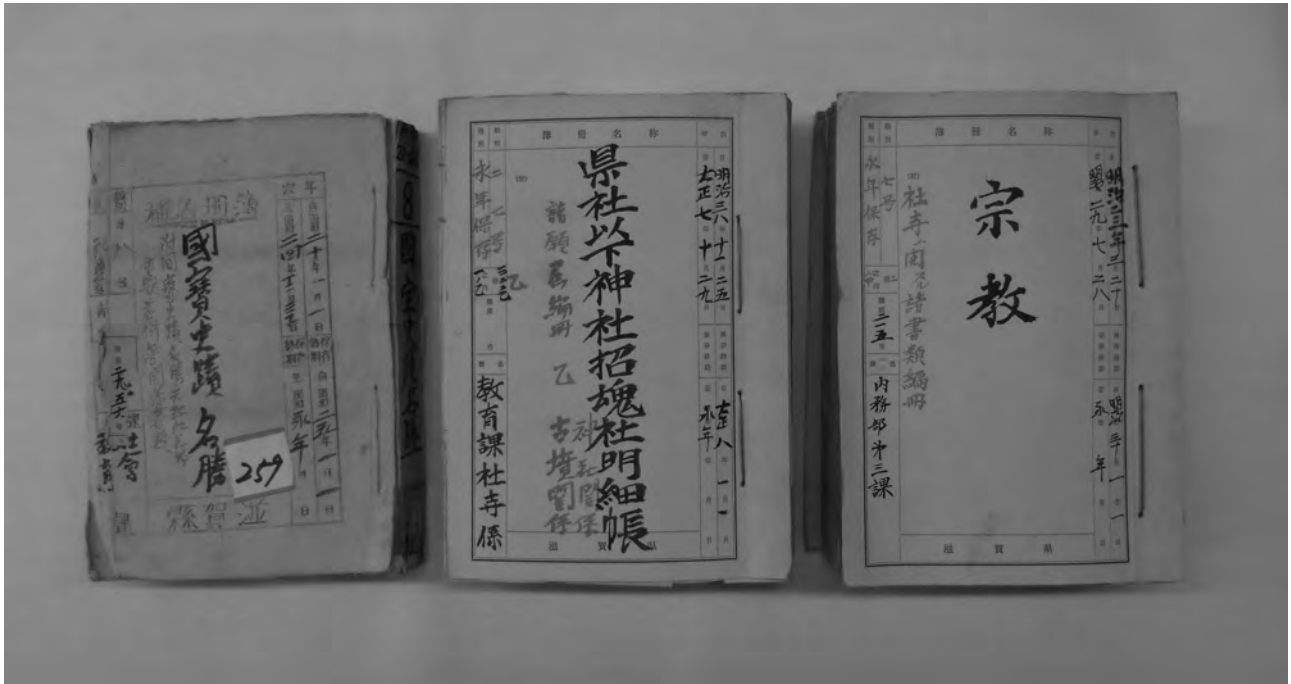


写真1 今回紹介した滋賀県行政文書（滋賀県所蔵、左から順に簿冊番号：昭せ74、明す177、明す630）

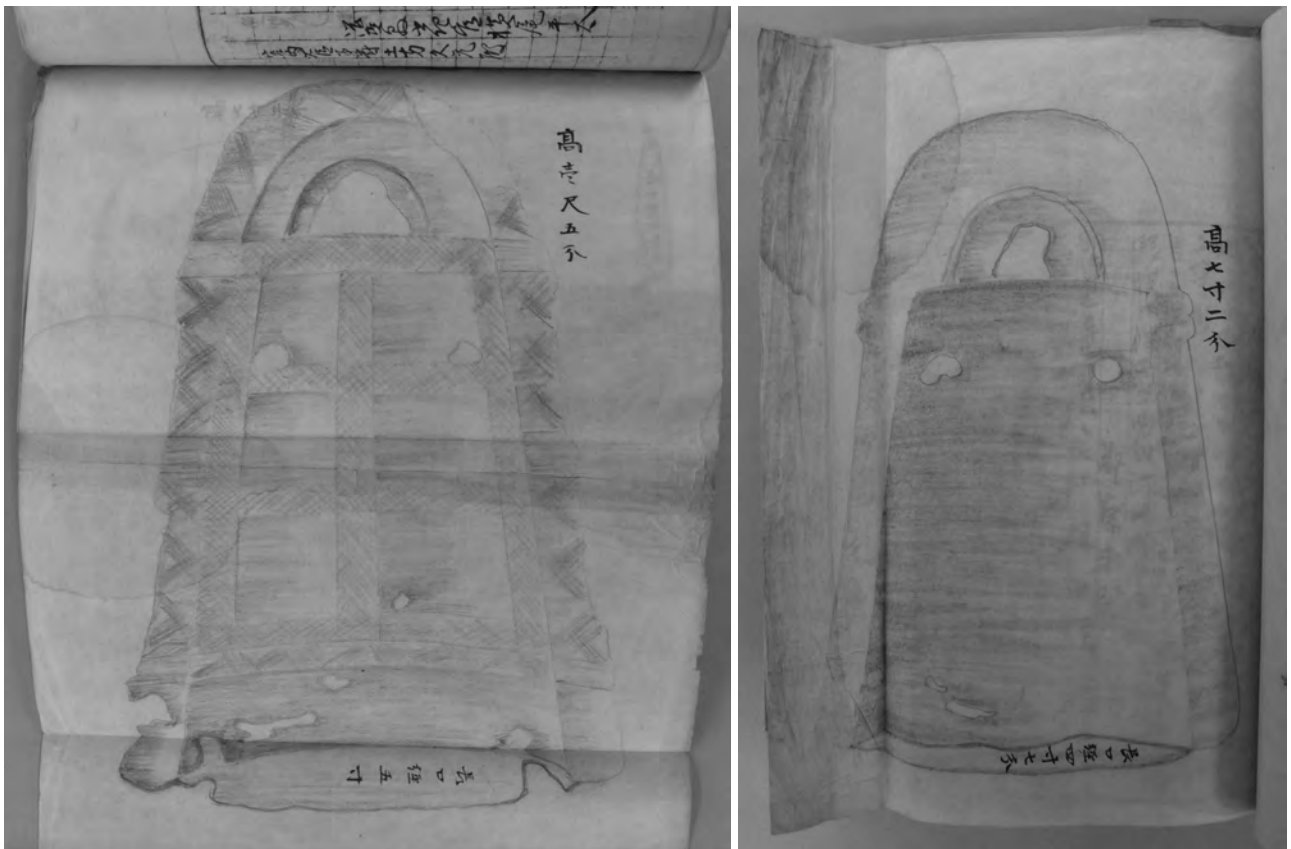


写真2 竜王町山面銅鐸の図（左図が大、右図が小）〔簿冊：明す630所収〕

5月19日付けで上申された文書②には、写真2のような銅鐸の図が添付されていて、「高老尺五分/長口徑五寸」「高七寸二分/長口徑四寸七分」と寸法の記入もある。6月3日には宮内大臣から滋賀県に「發掘品當省帝國博物館へ差出スベシ」との回答（③）があり、銅鐸2個は7月17日付けで通送された（④）。なお、この時点で「高老尺五分口徑五寸」を測る大きい方の銅鐸は「生鉄製」と材質が誤認されていたようである。その後、銅鐸2個を15円で買い上げることが帝國博物館から示され、滋賀県と帝國博物館との間のやり取りが続いたのち、一連の文書は明治24年6月30日付けの蒲生郡鏡山村長から滋賀県知事あての領収証（⑫）が提出されて終わっている。なお、⑫の冒頭に記された文書番号部分は、簿冊の綴じ部分にあたるため読解できず、1文字欠字とした。

ちなみに、この頃の初任給（月俸）は巡査が8円（明治24年）、小学校教員も同じく8円（明治30年）なので（週刊朝日1988）、銅鐸2個の代金15円を現在の貨幣価値に換算すると30万円前後であろう。

なお、梅原末治（1893～1983）氏の著書『銅鐸の研究』（梅原1927）には、当銅鐸は村名から採って「鏡山銅鐸」という名称で紹介されている。その中で、島田貞彦（1889～1946）氏が発見者の向田彌藏氏に聴いた話として、「発見地は砂防の西南側の丘陵の頂部に近い地表下約一尺のところであって、鐸は大小重なって鈕を上にして立てと埋没していた。で初めは一個のみと考えたが洗ってみるに及んで中になお一個の小鐸のあるのを知った。」と記している（梅原1985の204頁）。この話は、今回確認した滋賀県行政文書には記されていない内容である点は付言しておきたい。

3. 大正年間の古墳発見資料

—守山市大塚古墳・寺山古墳—

浜田耕作（1881～1938）氏が京都帝国大学に国内初の考古学講座を開設したのは大正5年（1916）のことである。明治10年にエドワード・S・モース（1838～1925）が大森貝塚を発見して調査を行って以来、日本で芽吹いてきた考古学がようやく根付いたと言えるのは、この頃のことであろう。大正6年に現在の守山市立入町において古墳が発見され、当時まだ満23歳だった京都帝国大学助手の梅原末治氏が現地調査を行った一件についての公文書類は、当時の古墳発見に際してのやり取りをうかがい知れる資料である。本件については滋賀県行政文書のほか、守山市公文書館にも提出書類の写や、梅原末治氏の手紙が保管されている（写真4、安土博2019・田井中2019・守山市誌編さん委員会2005）。

滋賀県行政文書（簿冊記号：明す177）として綴られているページ順に翻刻して【資料2】に掲載したが、内容から①～⑥に分けて記した。地元の守山署長が警察部長あて

に報告した⑤によれば、大塚（王塚）と称される墳丘を「本月（※2月）七日ヨリ該丘ヲ取毀チ堤防工事ノ盛土」に使用するため崩していたところ、「石槨」ニ使用シタル石ノ如キモノ」や土器の破片、埴輪などが発見されたという。このため、同月25日に史蹟調査のため守山町へ来た京都帝国大学の中村直勝文学士と師範学校教諭の小島捨市氏らに調査してもらったが不明であったため、「京都大學ノ古墳専門家梅原某氏出張調査スル筈ナリ」と改めて報告した文書が⑥である。

その後、3月9日に内務部長から野洲郡長に宛てて、必要事項を記した古墳発見の届出を行うよう通牒がなされ（④）、6月4日の再度の通牒（③）を経て、地主等から守山町役場、野洲郡役所を経由して滋賀県に提出された「古墳発掘御届」（②）は、滋賀県知事名で宮内大臣に上申された（①）。①は上申された日付の記載を欠くが、大正6年9月7日付けで提議された文書である。

「古墳発掘御届」によれば、古墳は「大正六年参月弐日」に「野洲郡守山町大字立入第弐百八拾九番字大塚」と「野洲郡守山町大字立入第貳百九拾五番字大塚」で発掘され、前者は「古墳土器ノ破片埴輪等」を発見、後者は「古墳石造構造」が破壊された状況で発見されたと記し、その後に現地を調査した梅原末治氏の報文「近江國野洲郡守山町大字立入古墳調査報告」（【資料2】では報文を割愛）と、発掘地点および周辺の状況を図示した絵図が2枚添付されている（写真3）。梅原氏は『考古學雜誌』に現地調査の報文を掲載しているが（梅原1917）、ここに添付されている報文がそれである。守山市公文書館所蔵文書中には、梅原氏が3月20日に地元へ送った手紙が保管されており、手紙の中で梅原氏は調査報告が遅れていることを詫言るとともに、研究結果を雑誌に発表する予定であることを述べている。なお、梅原氏の報文では、前者の古墳を寺山古墳、後者を大塚古墳と称しているが、氏の報文以外の箇所には寺山古墳という名称は登場しない。

ちなみに、守山市公文書館にある写では、写真4にあるとおり埴輪等の出土遺物を描いた図も「古墳発掘御届」に綴られているが、滋賀県行政文書では添付されていなかった。また、滋賀県行政文書では、図（写真3上参照）に「發掘地」と書かれた紙を貼った修正が行われている点も付記しておく。

4. 昭和20年代の遺跡発掘資料 —大津市滋賀里遺跡—

アジア・太平洋戦争における昭和20年（1945）の敗戦により、日本の歴史学は大きな変革期を迎えた。皇国史観に縛られていた昭和初期と異なり、戦後の日本史研究においては、考古学的な発掘調査などによって先史・古代社会を実証的に解明していこうという潮流が盛んとなった。滋賀県においても、昭和20年代には若手考古学者たちによる発掘調査が多く、その遺跡で行われている。その嚆矢といえ

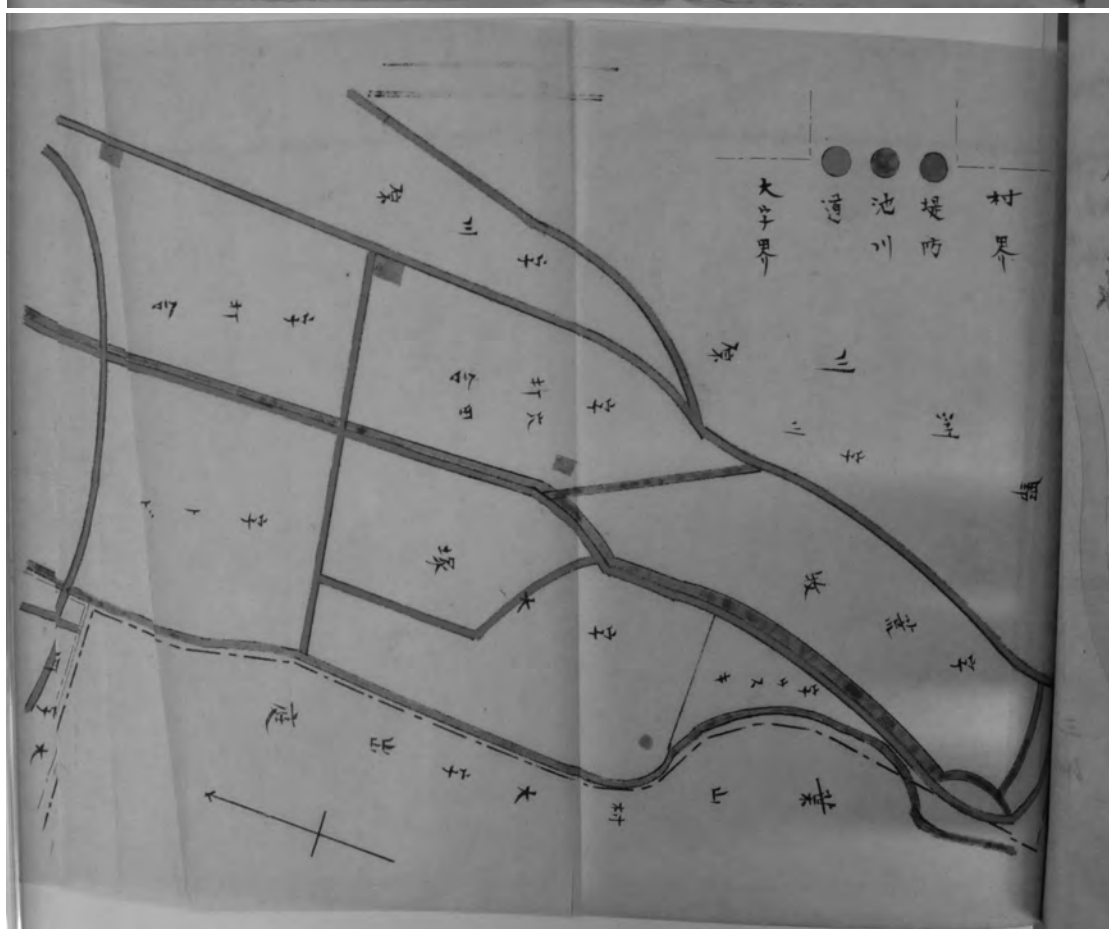
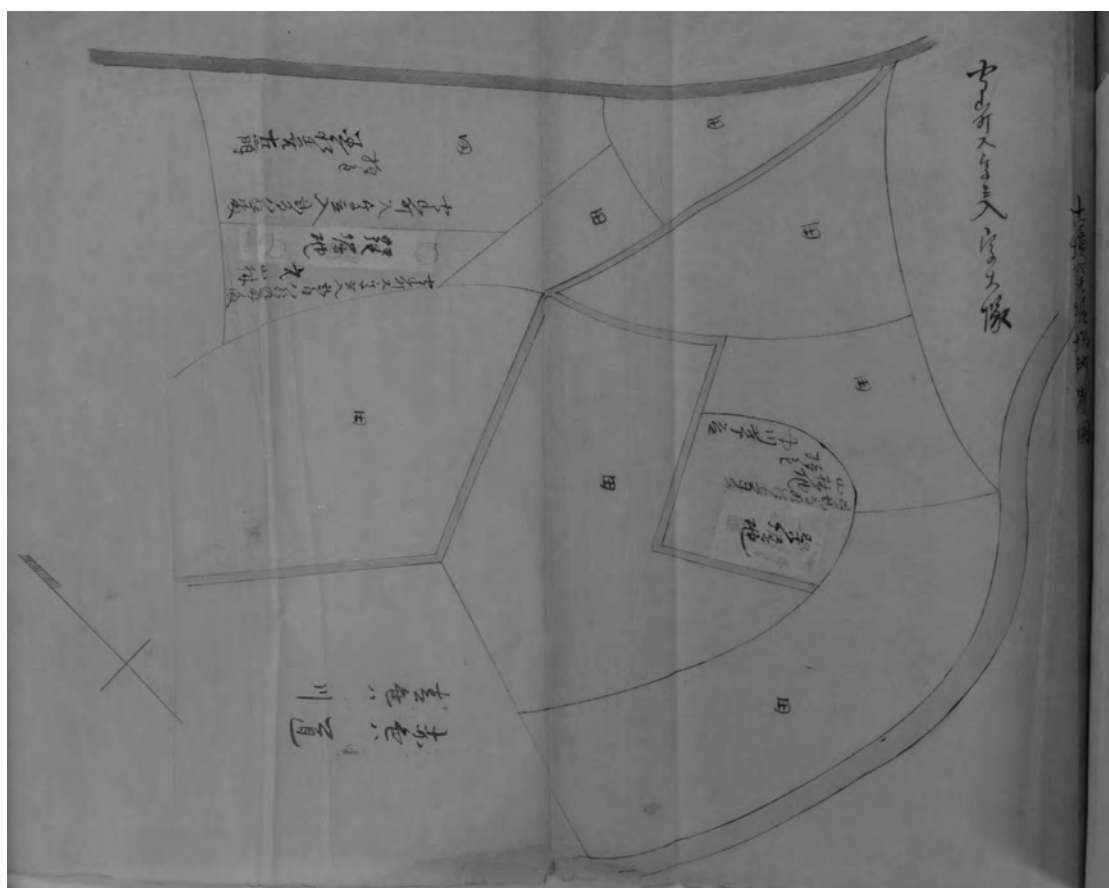


写真3 守山市大塚古墳（上図右下）・寺山古墳（上図左上）発掘場所略図 [簿冊：明す177所収]

るのが、昭和 23 年に行われた大津市滋賀里遺跡の発掘調査である。

滋賀里遺跡は、国鉄による湖西線建設に伴って大規模な発掘調査が昭和 46 年から 47 年にかけて実施されたのが有名であるが（滋賀県教委 1973）、その後も数多くの地点で調査が積み重ねられ、近畿地方における縄文時代晩期土器の標識遺跡として知られている。その最初の発掘調査が昭和 23 年のことであり、調査担当者は京都大学考古学研究室に在籍していた坪井清足（1921～2016）氏であった。調査内容は坪井氏によって概要が紹介されている程度で（坪井 1951）、調査報告書が刊行されていないため詳しい状況は不明である。

ここで紹介する文書は、この昭和 23 年の発掘調査に関するもので、簿冊記号：昭せ 74 として滋賀県行政文書の中にある。「滋賀里遺蹟調査に関する件報告」という標題で、昭和 23 年 2 月 27 日付けで滋賀県知事から文部省社会教育局長あてに、同年 1 月 25 日と 2 月 1 日に行われた調査の概要を中間報告した文書の起案である。「滋賀里遺蹟調査報告」本文は野紙 5 ページ分あり、これに調査位置を示す図が 1 枚付されている（写真 5）。本文の内容は【資料 3】として翻刻したとおりである。

この報文では、昭和 22 年 8 月に「地表面に散乱する土器、石器類に滋賀里町居住塚本権右エ門氏が注目」し、「これらを採取して県に報告した」という。特に、採取された遺物には弥生式土器のみならず、縄文式土器も含まれていたことが注目されている。その後、昭和 23 年初頭において再び、前回よりも「やゝ南方の地点において縄文系遺物を多数採取したという報告」があり、調査を京都大学考古学教室に依頼し、1 月 25 日に試掘が試みられた。この調査で「多数の土器その他を包含する層を発見」し、「この土器包含層の調査完了まで毎日曜毎に試掘を行うことゝし現在までに二回これを行った。」と記されている。1 月 25 日の第 1 回発掘では「東西約六間半、南北約四間のトレンチ」が掘削され、出土した土器は数点の亀ヶ岡式土器の破片を含む縄文末期のもので、石器としては石槍・石斧・石鏃・石槌・石棒等があったという。この結果を受けて、第 2 回発掘が 2 月 1 日に行われ、「長さ約一寸三分」の「玦状耳飾」などが出土している。

ここで、これまで断片的に紹介されてきた発掘調査の概要をお浸ししておきたい。坪井清足氏が『日本考古学年報』（坪井 1951）に記した調査概要によれば、所在地は「大津市滋賀里町立オサ」、調査期日は昭和 23 年の「1 月 25 日から 3 月 15 日まで」である。また、「遺跡は戦時中海軍飛行場建設のため表土が削られて、包含層を露出し、戦後当地の蒐集家塚本権右衛門氏により発見された。本年初頭、同飛行場が農地開放のため個人に割当られることになり、早急に調査を必要としたので、主として休日を利用して教室より数名が現場に至り、他の協力者と共に発掘を行っ

た。」と記されている。その位置については「滋賀里部落の東南、江若鉄道滋賀駅の北約 200mにある。」とされている。

湖西線建設に伴う発掘調査報告書（滋賀県教委 1973）には「旧海軍施設の農地開放に先がけて、1948 年（昭和 23）の初頭に京都大学考古学研究室は滋賀里遺跡を調査した。」（同書 11 ページ）とあるが、「1948 年の調査地点が、今回の調査地区のどこに対応するものなのか、具体的には明らかでない。」（同書 44 ページ註 2）とも記しており、かつての調査地点については当時明らかでない部分があったらしい。遺跡発見の経緯については、湖西線の報告書では「西田弘氏より教示を受けた。」として、「戦時中、海軍飛行場に付属する兵舎建設のために、付近一帯は地ならしがおこなわれ、それによって包含層が露出したものと思われる。戦後、この兵舎の撤去によって再び地表にあらわれた包含層が、地元の蒐集家塚本権右衛門氏によって発見された。」と記されている。

その後、坪井清足氏は滋賀里遺跡の発掘調査について、「塚本さん⁽²⁾は、戦後、元々の所有地であった滋賀里の海軍の飛行場の跡地を返してもらったわけですが、海軍の時、田圃の面を削ってしまったため砂地が現われ、その一部分に土器が出ていました。それを見せていただいたら、今まで見たことがないような晩期の縄文土器だということで、小林先生のほか、私と九州大学の岡崎敬さん、平安女学院の先生をしておられた岡田芳三郎先生の主に三人で、一生懸命掘りました。」「昭和二十二年（一九四七年）から三年の冬休みに発掘したわけです。」「滋賀里遺跡では V 字型の溝を十数メートル掘り（以下略）」といった内容を語っている（坪井 1994）。

これらの既知の記述内容に対して、今回紹介する滋賀県行政文書によって明らかになった点としては、添付された略地図によって、これまで明示されてこなかった発掘調査地点およびその前年 8 月の「遺物拾得地点」の位置を知ることができた点が重要である。発掘調査地点は江若鉄道の東側、滋賀駅の北側にドットされている⁽³⁾。また、「昨夏遺物拾得地点」は、さらに北に描かれている。この図は縮尺が明記されていない略図であるため、描かれている道路や鉄道路線などとの位置関係により推測するしかないが、現在の地図に発掘調査地点を重ねてみると、安土博 2018 掲載図（図 1 参照）に示された調査地点（図中の 1）は、概ね正しい位置を示しているようである。

今回紹介した文書は、あくまでも中間報告として記された内容であり、最終の結果報告に関する資料を確認できなかった点は残念である。滋賀県行政文書は、主に昭和 20 年頃以前の文書が整理されて滋賀県指定文化財となり、目録が公開されているものであるため、これ以降の時期の文書検索は現時点で容易でないが、今後、機会を見つけて再調査してみたい。

5. おわりに

以上、3 件の滋賀県行政文書を紹介しつつ、昭和 20 年代までの滋賀県における考古学史を極めて大まかに眺めてみた。

近年、行政文書の保存・公開について注目が集まっているが、考古学史研究においても重要な史料として今後活用が図られるべきものと考えられる。本稿が、そのきっかけとなれば幸いである。

【謝辞】

なお、本稿を執筆するにあたっては、下記の方々、機関の御教示、御協力を得た。末筆ながら記して感謝申し上げたい。

井上優 岡本和己 滋賀県県民情報室 守山市公文書館（敬称略、50 音順）

註

(1) 出土文化財の取扱いについては、その後、明治 32 年に遺失物法が制定され、「學術技芸若しくは考古の資料に供するべき埋蔵物は、所有者が判明しないときは国庫に帰属し、発見者及び土地所有者にはその価格に相当する金額が支給されることとされていた（第 13 条）。さらに、また、同年の「學術技芸若しくは考古ノ資料トナルヘキ埋蔵物取扱ニ關スル件」（内務省訓令第 985 号）により、埋蔵物として警察署長に差し出されたものの中で考古の資料となるべきものを発見した場合は、古墳関係品その他は宮内省に、石器時代の遺物は東京帝国大学に通知し、帝室博物館又は東京帝国大学から埋蔵物送付の通知があった場合にはその物件を送付しなければならないなどの取扱いが定められていた。」（文化庁 2001 から引用）

(2) 坪井 1994 では「塚本権兵衛門さん」と語ったとされるが、今回紹介した文書および他の資料のとおり、正しい人名は「塚本権右衛門」である。

(3) 図に示された京阪電車の「しがさと」駅は、現在の滋賀里駅と位置が異なっている。滋賀里駅が昭和 20 年から 30 年までの期間、現在地より約 400m 北に移設されていたためである（京阪電気鉄道株式会社 2011）。

文献（著者名・機関名 50 音順、刊行年順）

梅原末治(1917)「近江國野洲郡守山町字立入古墳調査報告」『考古學雜誌』第七卷第十一號

梅原末治(1927)『銅鐸の研究』大岡山書店（梅原末治(1985)『銅鐸の研究』図録編・資料編 木耳社に再録）

京阪電気鉄道株式会社(2011)『京阪百年のあゆみ[資料編]』

滋賀県教育委員会(1973)『湖西線関係遺跡調査報告書』

滋賀縣史蹟名勝天然紀念物調査會(1936)『滋賀縣史蹟名勝天然紀念物概要』

滋賀県立安土城考古博物館(2018)『第 57 回企画展 収蔵品で語る城郭と考古』考古編

滋賀県立安土城考古博物館(2019)『第 59 回企画展 近江の考古学黎明期』

週刊朝日編(1988)『値段史年表 明治・大正・昭和』朝日新聞社
田井中洋介(2019)「明治・大正年間における県内出土の人物埴輪に関する覚書」『淡海文化財論叢』第十一輯 淡海文化財論叢刊行会

立入自治会(2010)『立入町民誌』

坪井清足(1951)「滋賀県大津市滋賀里遺跡」『日本考古学年報』1 昭和 23 年度 日本考古学協会

坪井清足(1994)「石山貝塚から栗津貝塚まで」『縄文の湖—琵琶湖栗津貝塚をめぐる一』雄山閣出版

文化庁(2001)『文化財保護法五十年史』株式会社ぎょうせい

守山市誌編さん委員会(2003)『守山市誌 地理編資料 古絵図』

守山市誌編さん委員会(2005)『守山市誌 考古編』

（たいなか ようすけ：調査課長）

【資料1】

① 保第四〇〇号（※コシツク体は朱書・朱印部分以下同じ）

御陵墓ノ口碑ナキモ宮内上申モノ

想セラルルニ付取調ヘノ見込 庶務課

蒲生郡鏡山村大字山面小字高塚ト称スル村有山

地ニ於テ本縣第一部土木課雇近藤半平砂防

工事監督トシテ出張中寶鐸式個堀出セシ

旨ニテ現品相添別紙ノ如ク第二部ヨリ回付候ニ付及御

移牒候條可然御取計相成度候也

警察本部

明治廿三年三月廿八日 保安課〔滋賀縣警察本部 保安課〕

第一部

庶務課御中

③第三五六号

滋賀縣

本年五月十九日庶第一四三二号近江國蒲生郡

鏡山村大字山面小字高塚ト称スル村有山林ニ

於テ寶鐸發掘之件

書面發掘品第皇帝國博物館ヘ差出スベシ

明治廿三年六月三日

宮内大臣子爵土方久元〔宮内大臣之印〕

⑤第三五六号之内

去ル七月三十日附ヲ以貴縣下蒲生郡鏡山村大字

山面小字高塚ヨリ發掘之寶鐸式個ヲ代價金

拾五圓ヲ以テ當館ヘ購求之義及御照會置候

處千々何ノ御回答モ無之候間至急御取調之上

否御回答有之度此段及御照會候也

明治廿三年十月三十日

帝國博物館〔帝國博物館印〕

滋賀縣御中

本文ニ最前照會書發送ノ分記載有之往復主任ニ就

キ懇口ニ調査ヲ逐ケ候ヘ共不見当或ハ郵送ノ際博

物館ニ於テ紛失セシヤモ難計ト被相考候

② 宝鐸發見ニ付上申ノ件

庶第一四三三号

宝鐸發見ニ付上申

管下近江國蒲生郡鏡山村大字山面小字高塚ト

稱スル村有山林ニ於テ砂防工事施行中別紙圖面ノ如キ宝鐸

貳個發掘ノ旨監督官吏ヨリ届出候右ハ小字ノ

名稱ニ依レハ墳墓關係有之間敷哉ト考量候ヘ

共未タ他ニ發見ノ物品モ無之且考證ト為スニ

足ルヘキ書類及口碑陳傳等無之趣ニ候條右事實ヲ具シ不

取敢此段及上申候也

明治廿三年五月十九日

滋賀縣知事中井弘代理

滋賀縣書記官横尾平太

宮内大臣子爵土方久元殿

（※図2枚あり〔写真2参照〕）

④ 宝鐸通送ノ件

庶第一八九五号

管下蒲生郡鏡山村大字山面小字高塚ト稱スル

村有山林砂防工事施行中寶鐸一個發掘

候旨届出ニ接シ宮内大臣ヘ上申候處貴館ヘ

差出スヘキ旨御指揮ニ付本日通運便ニ付シ

發送候間到達ノ上ハ早急受領証御差回

シ相成度此段申進候也

七月十七日

滋賀縣

帝國博物館中

目錄

一宝鐸 高壹尺五分口径五寸 生鉄製

一同 高七寸二分口径四寸七分 銅製

以上

⑥保第一四四四号

蒲生郡鏡山村大字山面村有地ニ於

テ寶鐸式個發掘セシ件ニ付該品買上ケ

及代價高之義ニ付異存之有無該村長

ヘ相質候處總テ異存無之旨申出候ニ付

此段及御通知候也

明治廿四年二月廿三日

警察部〔滋賀縣警察部〕

内務部御中

⑦ 宝鐸式個博物館買上ノ件

管下蒲生郡鏡山村大字山面小字高塚村有山林ヨリ發堀セシ宝鐸式個客年六月第三五六号宮内大臣ノ指令ニ依リ貴館へ差出置候分代金拾五円ヲ以テ御買上破成度旨御照會ノ趣了承右關係人へ通知候處異存無之旨申出候條此段及御回報候也

明治廿四年三月七日

滋賀縣

帝國博物館御中

⑨ 第一〇二号ノ内

貴縣下蒲生郡鏡山村大字山面小字高塚村々有山林ヨリ發堀ノ寶鐸式個富館へ購求代價金拾五円也過ル三月廿日附富館総長ヨリ貴縣知事へ宛三井銀行為換券ヲ以及御送附其後四月十六日附ヲ以右領收証御差越有之致段及御照會候処未タ何等之御回答無之會計整理上差支候ニ付右領收証至急御回附有之度再應及御照會候也

明治廿四年六月二日

滋賀縣御中

帝國博物館「帝國博物館」

⑧ 第一〇二号ノ内

貴縣下蒲生郡鏡山村大字山面小字高塚村々有山林ヨリ發堀之寶鐸式個富館へ購求代價金拾五円也去月三十日當館総長ヨリ貴縣前知事へ宛三井銀行為換券ヲ以テ及御送付候處右者最早到達之義ト存候ニ付御落手ノ上ハ會計整理之都合有之候間至急領收證御差越有之致此段及御照會候也

明治廿四年四月十六日

帝國博物館「帝國博物館」

滋賀縣御中

※付箋 三十日付照會書ハ四課支出書ニ添付セリ

⑩ 宝鐸買上代金交付ノ件

内三第二一七号 按

曾テ帝國博物館へ回送候蒲生郡鏡山村大字山面小字高塚村有山林ヨリ發堀セル寶鐸式個購求代價金拾五円同館ヨリ廻送有之候ニ付及御送付候条交付方可然御取計有之度此段及御照會候也

明治廿四年六月十二日

部名

警察部御中

追テ右受取人領收書御呈シ御回送有之度候

⑪ 保第一五六号

客月十二日付内三第一一七號ヲ以テ蒲生郡鏡山村大字山面小字高塚村有山林ニ於テ發堀シタル宝鐸二個買上代金下付方御照會ニ依リ即チ傳達ノ上別紙受領書ヲ徴シ及御送付候也

明治廿四年七月九日

滋賀縣警察部「滋賀縣警察部」

滋賀縣内務部御中

⑫ □第七二号

領收証

一金拾五円也

但宝鐸御買上代

右正ニ受領仕リ候也

明治二十四年六月三十日

蒲生郡鏡山村長

徳永幸祐「滋賀縣蒲生郡鏡山村長」

徳永幸祐

滋賀縣知事大越亨殿

【資料2】

① 知事

宮内大臣宛

古墳発見二関スル件

左記上申候也

縣下野洲郡守山町大字立入地先堤防
工事ノ為土砂採取中同所字大塚ニ
於テ古墳ト可被認モノ発掘セシ
旨届出候處的確ナル徴証ヲ得ズ事
蹟判明不致候ヘ共別紙及進
達候条御査覈ノ上何分ノ御指揮相
成度

② 郡役所 大正六年八月廿九日發送

守山町役場

第三五九号

大正六年八月二三日收受

大正〃年〃月〃日發送

古墳発掘御届

野洲郡守山町大字立入第貳百八拾九番

字大塚

一田反別老反參畝五歩

内山林反別式拾參歩

明治二十八年六月二十四日山林削除出願
聽許

右地所私所有地ニシテ往古ヨリ大塚ト稱シ
一ノ小丘地ニ有之候處守山町大字立入地先
堤防工事盛土ニ使用採取致候處古墳土器
ノ破片埴輪等発見候間別紙京都大学
文科考古學教室梅原末治出張詳細
調査相成候ニ付該寫及発掘場所地図
相添此段及御届候也
大正六年

八月式拾參日

栗太郡葉山村大字出庭

地主國松喜左衛門

野洲郡守山町大字立入

発掘人

奥村喜助

滋賀縣知事池松時和殿

記

一、発見ノ年月日及場所

大正六年參月式日守山町大字立入

字大塚

一、発掘品ノ品質形狀個數

品質土製ニシテ別紙記載ノ通り

一、発掘品ノ模写図 別紙ノ通り

一、発掘地ノ図面其地名並ニ近傍ノ字名等

別紙ノ通り

一、発掘前ノ形狀

元山林地ニシテ高三尺位ノ小丘草生ノ現状ナ

リシモ開墾シテ目下田地ナリ

一、口碑傳設並ニ徴証トナルベキ記録等アレハ
其寫

名勝

白菊ノ里

本村旧ト白菊ノ里ト称ス往時後白川法皇

白菊ヲ此地ニ叡覽アリ法皇三位俊成ニ勅

シテ國詩ヲ詠ゼシム其歌ニ曰ク

うつろはて立入村ノ白菊は

さていく秋の露霜おかん

村老相傳

後白川法皇此地ニ立入ラセシ故立入村トヨメリ

是レヨリ立入村ノ名称起レリト又村ノ巽方三

丁許ニシテ一小丘アリ樹木鬱葱タリ

此ヲ王塚ト稱ス此四囲大石ヲ以テ構周ス

中世其石ヲ發ケリ傳ヘ云

法皇暫ク此地ニ居給フト

古墳発掘御届

野洲郡守山町大字立入第貳百九拾五番
字大塚

一、山林反別四畝四歩

右地所私所有地ニシテ往古ヨリ大塚ト称シ一ノ小丘地

ニ有之候處守山町大字立入地先堤防工事盛土

ニ使用採掘致候處古墳石造構造ノ破壊セシ

遺存発見候間別紙京都大学文科考古學

教室梅原末治出張詳細調査相成候ニ付該

寫及発掘場所地図添付此段及御届候也

大正六年八月式拾參日

野洲郡守山町大字立入

地主 中川常吉

滋賀縣知事池松時和殿

記

一、發見ノ年月日及場所

大正六年參月式日守山町大字立入

字大塚

一、發掘品ノ品質形狀個數 第二図ノ通り

品質形狀等ハ図面説明ノ通り

一、發掘品ノ模写図 別紙ノ通り

一、發掘地ノ図面其地名並ニ近傍ノ字名等

別紙ノ通り

一、發掘前ノ形狀

元山林地ニシテ高三尺位ノ小丘草生ノ現状ナリシ

モ開墾シテ目下田地ナリ

一、口碑傳説並ニ徴証ナルベキ記録等アレハ
其寫

名勝

白菊ノ里

本村旧ト白菊ノ里ト称ス往時後白河法皇

白菊ヲ此地ニ叡覽アリ

法皇三位俊成ニ勅シテ國詩ヲ詠セシム

其歌ニ曰ク ウツロハテ立入村ノ白菊ハ

サテイク秋ノ露霜オカン

村老相傳フ

後白川法皇此地ニ立入ラセシ故立入村トヨメリ

是レヨリ立入村ノ名称起レリト又村ノ翼方

三丁許ニシテ一ノ小丘アリ樹木鬱葱タリ

此レヲ王塚ト称ス此四囲大石ヲ以テ構周ス

中世其石ヲ發ケリト傳云

法皇暫ク此ノ地ニ居玉フト

(※「近江國野洲郡守山町大字立入古墳調査報告」

〔本稿では割愛〕

(※図2枚あり〔写真3参照〕)

③

大正六年六月四日

内務部長

野洲郡長

古墳發見ニ關スル件

左記通牒候也

貴郡守山町大字立入中川常吉所有ニ屬

スル俗ニ大塚ト称スル小丘地ニ於テ石槨

及土器ノ破片等發見セシ趣ニ就テハ至

急届書提出セシメラレ度様本年三月

九日付教發第八一號ヲ以テ及通牒置候

處今ニ何等申出無之実條速ニ届出候様

御嚴達相成度

④ 大正六年三月九日

内務部長

野洲郡長

古墳發見ニ関スル件

左記通牒候也

貴郡守山町大字立入中川常吉所有ニ属スル

俗ニ大塚ト称スル小丘地ニ於テ堤防工事

盛土採掘中石槨及土器ノ破片埴輪

小壺等發見セシ趣就テハ古墳關係ノ口

碑流傳ノ場所ハ猥ニ發掘不相成旨明治

七年五月第三八七号布達相成居候ニ自俟

ニ採掘スルガ如キ不都合ノ次第ニ候條該

地所有者篤ト嚴戒ノ上發掘地ハ勿論附近ニ

古墳ト相見ヘ候箇所アラハ共ニ發掘ヲ差止メ

明治九年四月乙第四六号布達ノ次第モ

有之左記事項ヲ具シ至急可届出旨御

示達相成度

記

一發見ノ年月日及場所

一發掘品ノ品質形狀個数

一發掘品ノ模写圖ヲ添付シ寸尺詳細記入ノ事

一發掘地ノ圖面ヲ添付シ其地名並ニ近傍ノ字名

等詳細記入ノ事

一發掘前ノ形狀ニ付詳細ノ事

一口碑傳説並徴証トナルヘキ記録等アレハ其ニ添

付ヲ要ス

一地主並ニ發掘人(住所明記)連署ノ事

一届書始メ總テ正副ニ通提出ノ事

以上

⑤ 守山署長(六年二月廿三日)

警察部長殿

古墳發見ニ関スル件

守山町大字立入二九〇番

山林四畝歩ノ小丘 高サ二丈

所有者全所 中川常吉

右ハ二百年前迄ハ王塚ト称スルモノナリシガ后王

塚ト称スルハ畏レ多キ為大塚ト称シ傳説セシモノ

ニ有之候処所有者ハ本月七日ヨリ該丘ヲ取

毀チ堤防工事ノ盛土ニ使用セルモノナルガ崩

壞約半ヨリ多数ノ「石槨」ニ使用シタル石ノ

如キモノ(長サ四尺巾三尺位ノモノ)及土器ノ破

片發見シ且埴輪ノ足樣ノモノヲ發見シタル

旨届出タリ町有志ハ幸ヒ来廿五日京都帝

国大学ヨリ中村文學士及当縣師範學校教

諭史蹟調査ノタメ来町セラルヽニ付該發

見物ノ鑑定方ヲ交渉スル筈ニ有之候

右為念及報告候也

⑥ 守山警察署長

警察部長殿

古墳發掘ノ件

兼テ報告致置候古墳發掘ノ件ニ付テ其

後全場所ヨリ約四拾間北方ノ小丘ヲ發掘

シタルニ埴輪田筒及高サ約二尺直径約一尺

ノ山東省經壺トオボシキ物及小壺等發

見シタリ而シテ昨日文學士中村直勝、師範

學校教諭小島捨市彦根中學教諭等

調査シタルモ不明ニテ不日京都大學

ノ古墳専門家梅原某氏出張調査スル

筈ナリ

右報告候也

【資料3】（發送第八六號 昭和二十三年二月二十七日／起案昭和23年2月16日）

滋賀里遺蹟調査に関する件報告

さきに何済の天津市滋賀里町石器時代遺蹟の調査に關し
その概要を別紙の通りとりあえず報告致します。

第二案

知事

文部省社会教育局長宛

管下天津市滋賀里町所在石器時代遺蹟の調査に關し、とりあ
えずその概要を別紙の通り報告致します。

追って詳細なる報告は調査完了の上提出致します。

滋賀里遺蹟調査報告

一、所在

天津市滋賀里町の湖辺部南北約二軒に亘る
地域（旧滋賀海軍航空隊用地を中心として）

二、発掘までの経過

この地域は戦事中その大部分を海軍航空隊用地に
収用され、当時敷地地均し中に土器その他の遺物が
出土したと言われているが詳しくは明らかでない。
終戦後この地域の一部分が開放され地元民の耕作が行
われるようになったが、この際その地表面に散乱する
土器、石器類に滋賀里町居住塚本権右エ門氏が注目、
これらを採取して県に報告したのが昨年八月であつた。
同氏拾得の遺品を見るに弥生式土器のみならず
従来この地方から未だ発見されることのなかつた縄文式
土器を含み、この遺蹟の價値の並々ならぬことを
認めたが、当時耕作物の關係上それ以上の調査を行うこと
が出来ず最近に至つた。

その後、今年初頭において再び前記塚本氏がさきに拾得せ
る地点のやゝ南方の地点において縄文系遺物を多数
採取したという報告があり、こゝにおいて諸種の事情を
考慮して早急なる現地調査の必要を痛感し、大
津市に連絡、協力を得て、調査を京大考古学教室
に依頼し、一月二十五日一応の試掘を試みたのである。
その結果、多数の土器その他を包含する層を発見、
調査を続行するの必要を感じ、関係者協議の上、
この土器包含層の調査完了まで毎日曜毎に試掘を行
うこととし現在までに二回これを行った。

三、発掘経過

第一回発掘

第一回発掘は一月二十五日江若鉄道志賀駅近辺
の比較的縄文土器の多数に散布する地を選び、東
西約六間半、南北約四間のトレンチを穿つたので
あるが、南北のトレンチより多くの遺物を出し、東
西のトレンチにあつては湖岸に近づくにつれてその
含有量を少くしたのである。故にその主力を南
北のトレンチに向け第一回の発掘を進めた。その
出土品の主たるものは土器でいずれも縄文末期
に属し、大和の宮滝・肥後の御領の出土土器とそ
の類似を見、その内數点は亀ヶ岡式土器の破片
を見たのであつた。石器としては石槍・石斧・石鏃・
石槌・石棒等でこれ亦縄文末期に属するものであ
つた。尚この他に猪・鹿の獣骨及び歯等を見た。
かくして第一回発掘は予想外の好結果をもたらしたこゝ
でこの地点の調査をさらに続行する事と決したので
ある。

第二回発掘

第二回発掘は二月一日午前九時より開始した。第一
回発掘の南北トレンチを西方に向つて約一間進め、
一方東西トレンチは第一回発掘によつて好結果をもた
らさなかつた故、同方向に五十米間隔、方一間の
壺掘を三ヶ所なしたが殆んど出土品を見ず、この壺
掘によつて大体今の地点が当時の水際であるかの如き
感じを受けるに至つたのである。南北トレンチ出土品
は第一回発掘品とほぼ同様のものを見たのであつたが
新たに出土した遺物としては块状耳飾一、骨器（尖
頭器）一、それに凹石で块状耳飾は長さ約一寸三分非
常に優秀なものである。骨器は長さ三寸五分

大体以上が今までの発掘次第であるが二回の調査によつて
この包含層の推定約半分の調査を了つたと考へられ、
尚続行の予定であるが、その判明する所今の発掘地点に
は殆んど縄文末期の出土品のみで未だ一片の弥生式の出土
品を見なかつた。

（※図あり写真5参照）

ANNUAL BULLETIN
of
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritage
Vol.33 2020.3

私たちは文化財をととして
ゆたかな滋賀づくりに貢献します。



公益財団法人滋賀県文化財保護協会
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritages